



常滑市やきもの
散歩道地区
景観計画
ガイドライン



平成 22 年 4 月

常 滑 市

目 次

はじめに	1
I 景観計画の区域と地区区分	1
II 行為の制限	2
1. 行為の制限とは	2
2. 届出対象行為	2
3. 景観形成基準	3
（1）遵守基準	4
（2）推奨基準	5
（3）イメージ図（例）	7
（4）基準の解説	9
【建築物】	
①高さ	9
②形態	10
③壁材	11
④窓	12
⑤軒 ^{ひさし} 庇	13
⑥屋根材	14
⑦ ^{とい} 樋	15
⑧色彩	16
⑨付帯設備	20
⑩垣・ ^{さく} 柵	21
⑪緑化	22
【工作物等】	
⑫擁壁	23
⑬鉄柱等	24
⑭看板類	25
⑮自販機	26

はじめに

本ガイドラインは、『常滑市やきもの散歩道地区景観計画』の区域、地区区分及び行為の制限（届出対象行為、景観形成基準）について解説したものです。

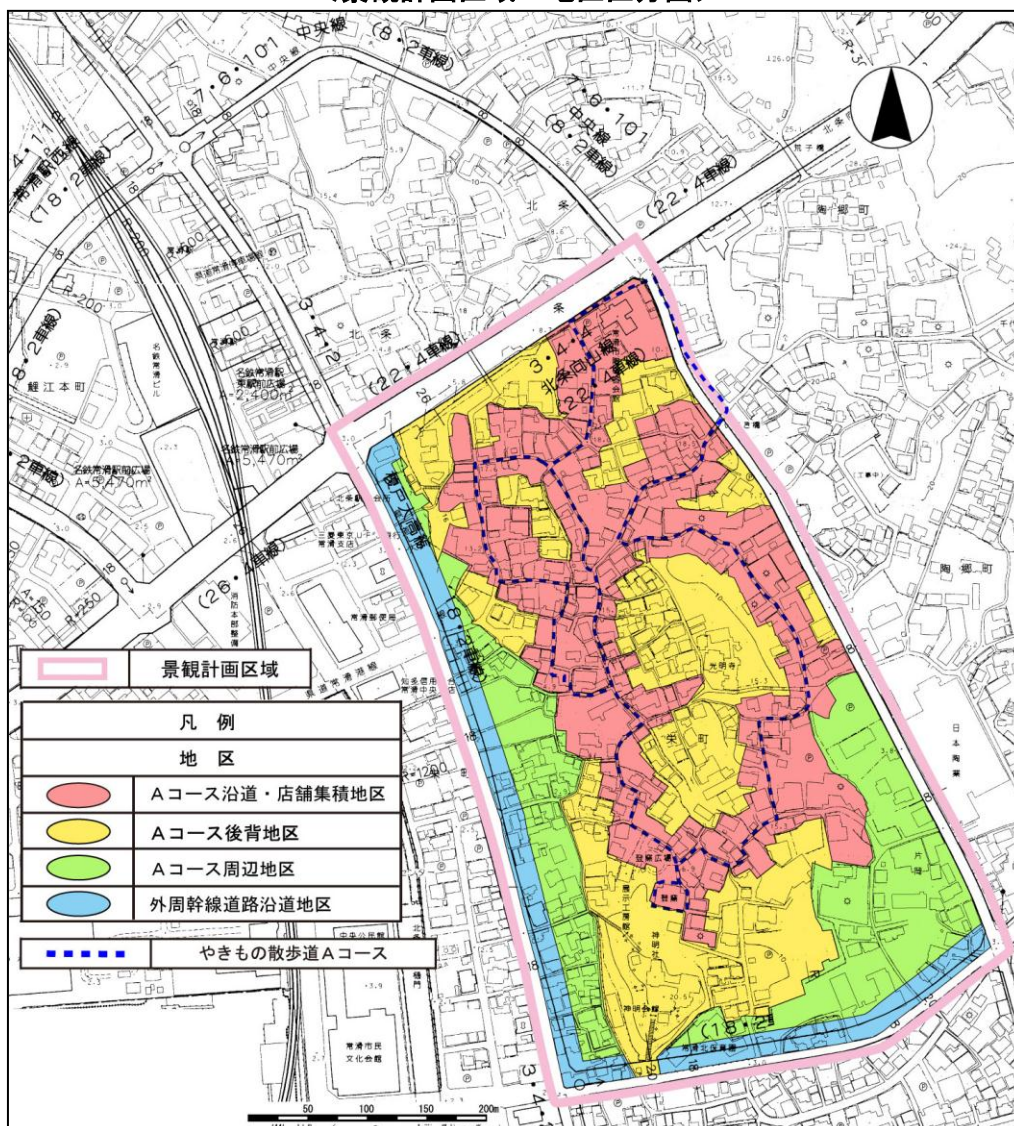
I 景観計画の区域と地区区分

本景観計画は、「やきもの散歩道地区」の景観の保全を目的としており、景観計画の区域は、景観資源が多く見られ、散策ルートに位置付けられている「やきもの散歩道Aコース」の沿道及び周辺を含んだ下図の区域とします。

また、景観計画の区域は、景観形成の重要度や位置的特性により、以下の4地区に区分します。

- * Aコース沿道・店舗集積地区・・・ Aコースに面する土地及び店舗・飲食店が集積する地区
- * Aコース後背地区・・・・・・・・ Aコース沿道・店舗集積地区の後背に位置する地区
- * Aコース周辺地区・・・・・・・・ Aコース後背地区の周辺に位置する地区
- * 外周幹線道路沿道地区・・・・ 外周の幹線道路沿道で土地の高度利用が想定される地区

＜景観計画区域・地区区分図＞

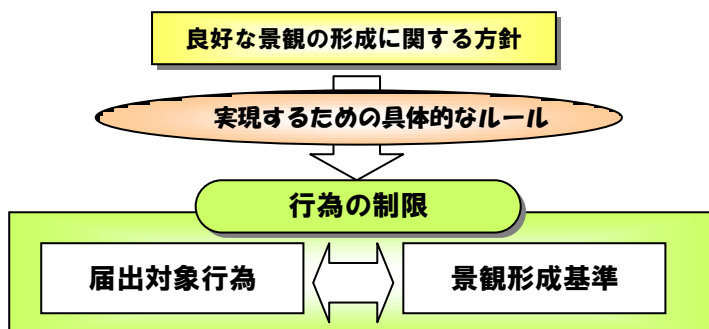


※外周の幹線道路に沿って指定する地区は、道路端から20mの幅とする。

Ⅱ 行為の制限

1. 行為の制限とは

行為の制限とは、景観計画区域内で行う建築行為などに対し一定の条件に該当するもの(届出対象行為)について届出を課し、本地区の景観形成の方針に沿った規制誘導の基準(景観形成基準)により、良好な景観形成を図るものです。



2. 届出対象行為

届出の必要な行為

■ 景観法で定める行為（法第 16 条第 1 項）

- ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下、「建築物の建築等」という。)
- ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下、「工作物の建設等」という。)
- ・ 都市計画法第 4 条第 12 項(※)に規定する開発行為

※「都市計画法第 4 条第 12 項」抜粋

「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

■ 景観法に基づく市景観条例で定める行為（法第 16 条第 1 項第 4 号）

- ・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(以下、「土地の開墾等」という。)
- ・ 木竹の伐採
- ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積^{たい}(以下、「土石等の堆積^{たい}」という。)

届出の適用除外となる行為

■ 景観法で定める届出の適用除外となる行為（法第 16 条第 7 項）

- ・ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの 等

■ 景観法に基づく市景観条例で定める届出の適用除外となる行為（法第 16 条第 7 項第 11 号）

- ・ 戸建自己用住宅の建築等、これに伴う擁壁等工作物の建設等及び開発行為
- ・ 建築物の増築、改築又は移転に係る床面積の合計が 10 m²以内のもの
- ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「外観の変更

等」という。)に係る部分の面積の合計が 10 m²以内のもの

- ・ 工作物の建設等で建築基準法施行令第 138 条で指定する工作物に該当しないもの
例:高さ 6m 以下の煙突、高さ 15m 以下の鉄柱等、高さ 4m 以下の広告塔等、高さ 8m 以下の高架水槽等、高さ 2m 以下の擁壁
- ・ 工作物の外観の変更等に係る部分の面積の合計が 10 m²以内のもの
- ・ 開発行為、土地の開墾等、木竹の伐採、土石等の堆積^{たい}で面積が 500 m²未満のもの
- ・ 土石等の堆積^{たい}で堆積期間が 60 日以内のもの
- ・ 焼き物の製造に係るものの屋外における堆積^{たい}
- ・ その他、良好な景観の形成に支障がないと市長が認める行為

なお、上記の適用除外となる行為であっても、本景観計画で定める景観形成基準に適合するように努めることとします。

3. 景観形成基準

「届出対象行為」に関する景観形成上の基準を**遵守基準(守るべき基準)**及び**推奨基準(配慮してほしい基準)**の二段階で定めます。

届出の内容が遵守基準に適合しない場合、市長は届出者に対して、設計の変更等を勧告することができます。また、建築物又は工作物の形態意匠(建築物の高さは含まれません。)について、市景観条例で特定届出対象行為を定めることにより、変更命令を行うことができることとなります。

■景観形成基準に関する留意事項

- ・ 届出対象行為を行う土地が「景観計画区域・地区区分図」で 4 区分した地区の 2 以上にわたる場合に適用する基準は、次のとおりとします。
 - 外周幹線道路沿道地区を含む場合は、外周幹線道路沿道地区に係る基準を適用する。
 - 外周幹線道路沿道地区を含まない場合は、面積が最も大きい地区の基準を適用する。
- ・ 具体的事例で良好な景観の形成に影響があると思われる行為に関して、景観形成基準に該当する項目がない場合や、該当する項目があっても基準への適合性が不明確な場合については、個別に協議することとします。
- ・ 戸建自己用住宅の建築等については、遵守基準を適用せず、届出対象行為の適用除外としており、A コース沿道・店舗集積地区及び A コース後背地区においては、推奨基準に適合するように努めていただくこととなりますが、地区の特性を踏まえ、できるだけ、A コース沿道・店舗集積地区における店舗の遵守基準も考慮してください。

(1) 遵守基準

■建築物の建築等に関する基準

項目		Aコース沿道・店舗集積地区		Aコース 後背地区	Aコース 周辺地区	外周幹線道 路沿道地区	
		店舗	作業所、倉庫、 共同住宅等※1				
				店舗、作業所、倉庫、共同住宅等※1			
建築物	高さ	10m 以下で原則 2 階以下				13m 以下 で原則 3 階 以下	5 階以下
	形態 ※2	屋根は 3/10 以上 6/10 以下の勾配屋根で、切り妻、寄棟、方形、入母屋などとする。また、店舗内が視認できる形態とする。	屋根は 3/10 以上 6/10 以下の勾配屋根とする。(共同住宅・寺社を除く。)				—
	壁材	木板又は木板模様のサイディング張りとする。(白色の塗り壁は除く。)	—				
	窓	木製建具とする。防火上やむを得ない場合はアルミサッシでもよい。色彩は彩度・明度の低い黒色系とする。	アルミサッシを用いる場合は色彩を彩度・明度の低い黒色系とする。	—			
	軒庇 ひさし	原則として軒庇の上げ裏は、垂木・野地板は木材の現しとし、色彩は外壁と同色とする。白色の塗り壁の場合は、木の自然色、又は黒色系とする。	—				
	屋根材 ※2	いぶし瓦又は陶器瓦とする。陶器瓦の色彩はいぶし瓦色又は彩度・明度の低い土管色とする。	—				
	とい樋	塩ビや金属（銅板を除く）を使用する場合は、外壁又は柱・梁等と同系色とする。	—				
	色彩	外部全体を黒色系の彩度・明度の低い色彩とする。（白色の塗り壁、木の自然色は除く。）	共同住宅等は原則左欄の店舗の基準と同様とし、作業所、倉庫は、外部全体を彩度・明度の低い色彩とする。	外部全体を彩度・明度の低い色彩とする。			
	付帯設備	屋外に設置するエアコン室外機、給湯器、ガスボンベなどは見えにくい位置に設置するか、格子などで囲い修景する。	—				
	垣・柵 さく	A コース沿道に設ける場合は、板塀又は生垣とし、板塀の色彩は建築物の外壁又は柱・梁と同系色とする。	—				
緑化	樹木はできる限り保全し、駐車場や空地には植栽を施す。			—			

※1 「共同住宅等」は、共同住宅のほか、長屋及び分譲を目的とした戸建住宅も含む。

※2 瓦屋根を想定した基準としているが、瓦以外の屋根材を用いたい場合は、協議することとする。

■工作物の建設等に関する基準

項目		Aコース沿道・店舗集積地区	Aコース 後背地区	Aコース 周辺地区	外周幹線道 路沿道地区
工 作 物	擁壁	原則としてコンクリート造又は自然石積み（これに類似したものを含む）とする。A コース沿道では、コンクリート造の場合、自然石風又は焼き物で表面を仕上げ、傾きを75度以下とする。	原則としてコンクリート造又は自然石積み（これに類似したものを含む）とする。		
	鉄柱等	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱等は光沢のあるものを避け、色彩は彩度の低いものとする。			
	その他	周辺の景観との調和に配慮する。	—		

(2) 推奨基準

■建築物の建築等に関する基準

項目		Aコース沿道・ 店舗集積地区	Aコース後背地区		
		戸建自己用住宅	店舗	作業所、倉庫、 共同住宅等※1	戸建自己用住宅
建築物	高さ	10m 以下で 原則2階以下	—		10m 以下で 原則2階以下
	形態 ※2	屋根は 3/10 以上 6/10 以下の勾配屋根 とする。	屋根は 3/10 以上 6/10 以下の勾配屋根 で、切り妻、寄棟、方形、入母屋などと する。	—	屋根は 3/10 以上 6/10 以下の勾配 屋根とする。
	壁材	—	木板又は木板模様のサイディング張りとし る。(白色の塗り壁は除く。)	—	
	窓	—	木製建具とする。防火上やむを得ない場合 はアルミサッシでもよい。色彩は彩度・明 度の低い黒色系とする。	アルミサッシを用い る場合は色彩を彩 度・明度の低い黒色 系とする。	—
	軒 庇	—	軒庇を設ける。		—
	屋根材 ※2	—	いぶし瓦又は陶器瓦とする。陶器瓦の色彩 はいぶし瓦色又は彩度・明度の低い土管色 とする。	—	
	樋	—	塩ビや金属（銅板を除く）を使用する場合は、外壁又は柱・梁等 と同系色とする。		—
	色彩	外部全体を彩度・明度 の低い色彩とする。	外部全体を黒色系の彩度・明度の低い色彩とする。（白色の塗り 壁、木の自然色は除く。）		外部全体を彩度・明 度の低い色彩とす る。
	付帯設備 垣・柵	—	屋外に設置するエアコン室外機、給湯器、 ガスボンベなどは見えにくい位置に設置 するか、格子などで囲い修景する。	—	
	緑化	設ける場合は板塀又は生垣とし、板塀の色彩は建築物の外壁又は柱・梁と同系色とする。			
	樹木はできる限り保全し、駐車場や空地には植栽を施す。				

※1、※2 前ページに同じ

■工作物等の建設等に関する基準

項目		Aコース沿道・ 店舗集積地区	Aコース 後背地区	Aコース 周辺地区	外周幹線道 路沿道地区
工作物	擁壁	—	原則としてコンクリート造又は自然石積み(これに類似したものを含む)とする。コンクリート造の場合、自然石風又は焼き物で表面を仕上げ、傾きを75度以下とする。	—	
	看板類 ※3	やきもの散歩道のPR等の公益に資する看板を除き愛知県屋外広告物条例第6条に該当する自家用広告等のみとし、周辺の景観との調和に配慮する。また、屋上広告、突き出し広告は設置しない。 ネオンサインやネオン管の露出しているネオンサイン等の電飾設備は使用しない。		屋上広告は設置しない。	
	その他	—	周辺の景観との調和に配慮する。	—	
自販機 ※3		周辺の景観に調和する落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。			—

※3 看板類(屋外広告物)及び自販機は届出対象行為に該当しないが、上記基準に適合するよう努めることとする。

■良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為に関する基準

下表に記載する開発行為等は、原則として行わないこととしますが、やむを得ず行う場合に下表の基準を適用します。

※届出の対象となる行為は、下表の項目に該当する行為の面積が 500 m²以上のもの

項 目		各 地 区 共 通
開発行為 土地の開墾 土地の形質の変更	緑化	のり法面を設ける場合は可能な限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観及びまちなみとの調和に配慮する。
	伐採	大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限にとどめるよう努める。
	環境	敷地内にある良好な樹木等の自然資源を可能な限り保全し、活用するよう努める。
土石の採取 鉱物の掘採	遮蔽 ^{へい}	道路等の公共空間から容易に望見できないよう採取、掘採位置及び方法を工夫するよう努める。遮蔽 ^{へい} する場合は植栽の実施、木塀の設置等、周辺景観及びまちなみとの調和に配慮する。
	環境	採取、掘採後は自然植生と調和した緑化を行い、可能な限り自然環境を復元するよう努める。
木竹の伐採	伐採	大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限にとどめるよう努める。
土石等の堆積 ^{たい}	高さ	物件を積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努める。
	遮蔽 ^{へい}	遮蔽 ^{へい} する場合は道路等の公共空間から容易に望見できないよう、植栽の実施、木塀の設置等、周辺景観及びまちなみとの調和に配慮する。

(3) イメージ図 (例)

《遵守基準》

Aコース沿道・
店舗集積地区
店舗

＜推奨基準＞

Aコース後背地区
店舗



《遵守基準》

Aコース沿道・
店舗集積地区
作業所、倉庫



《遵守基準》

Aコース沿道・ 店舗集積地区
共同住宅等



共同住宅



分譲を目的とした戸建住宅

＜推奨基準＞

Aコース沿道・ 店舗集積地区	Aコース後背地区
戸建自己用住宅	戸建自己用住宅

※戸建自己用住宅は届出対象行為の適用除外です。



(4) 基準の解説

【建築物】

①高さ

・10m 以下で原則2階以下

＜遵守基準＞

Aコース沿道・ 店舗集積地区	Aコース後背地区
店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等	店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等

＜推奨基準＞

Aコース沿道・ 店舗集積地区	Aコース後背地区
戸建自己用住宅	戸建自己用住宅

・13m 以下で原則3階以下

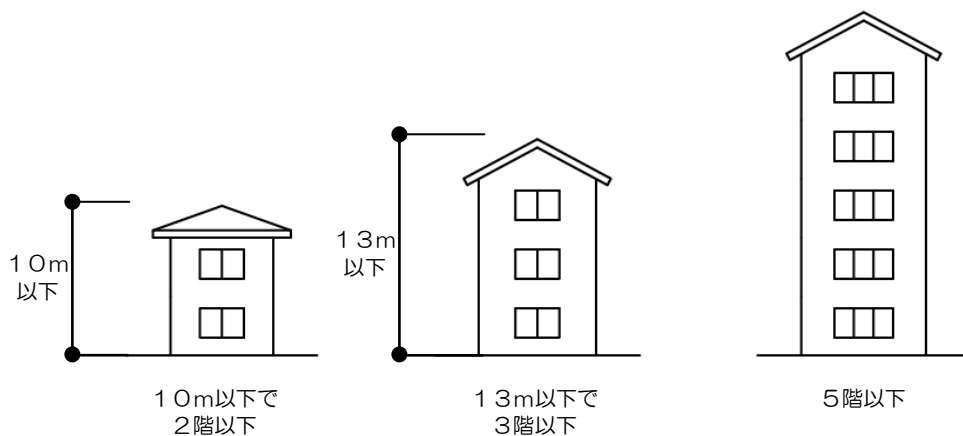
＜遵守基準＞

Aコース周辺地区
店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等

・5階以下

＜遵守基準＞

外周幹線道路沿道地区
店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等



- ※「建築物の高さ」は、建築基準法施行令第2条第1項第6号の「地盤面からの高さ」とする。
また、階段室、昇降機塔等屋上部分及び棟飾等屋上突出部の高さの扱いについては同号（階段室、昇降機塔等の水平投影面積の合計が建築面積の 1/8 以内であり、且つ、その部分の高さが5mまでは高さに算入しない。）を適用する。
- ※「階数」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号の地上部分を適用する。
（昇降機塔等の屋上部分が水平投影面積の合計が建築面積の 1/8 以下のものは、階数に算入しない。）

②形態

- 屋根は3/10以上6/10以下の勾配^{こう}屋根で、切り妻、寄棟、^{ほうぎょう}方形、^も入母屋などとする。また、店舗内が視認できる形態とする。

※屋根の形態で例示しているもの以外としたい場合は、協議することとする。

※瓦屋根を想定した基準としているが、瓦以外の屋根材を用いたい場合は、協議することとする。(以下同様)

＜遵守基準＞

Aコース沿道・ 店舗集積地区
店舗

＜推奨基準＞

Aコース後背地区
店舗

※Aコース後背地区の店舗については、「店舗内が視認できる形態」としなくてもよい。

- 屋根は3/10以上6/10以下の勾配^{こう}屋根とする。(共同住宅・寺社を除く。)

＜遵守基準＞

Aコース沿道・ 店舗集積地区	Aコース後背地区	Aコース周辺地区
作業所、倉庫、 共同住宅等	店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等	店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等

＜推奨基準＞

Aコース沿道・ 店舗集積地区	Aコース後背地区
戸建自己用住宅	戸建自己用住宅

3/10の勾配^{こう}屋根 6/10の勾配^{こう}屋根

切り妻

寄棟

^{ほうぎょう}方形

^も入母屋

出窓 庇 玄関 庇

※但し、玄関 庇 等の部分的なものは、3/10未満の勾配^{こう}とすることが可能

店舗内が視認できる形態事例

③壁材

- ・木板又は木板模様のサイディング張りとする。（白色の塗り壁は除く。）

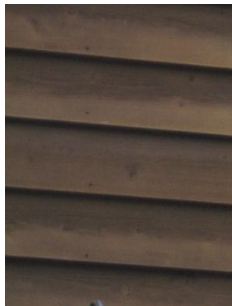
※色彩については、P.16 の色彩の項目を参照。

＜遵守基準＞

**Aコース沿道・
店舗集積地区**
店舗

＜推奨基準＞

Aコース後背地区
店舗



下見板張りの事例



押し縁下見
板張りの事例



木板張り模様の
サイディング



白色の塗り壁の事例

注）木板を使用するには以下の場合、防火構造の措置が必要になる。

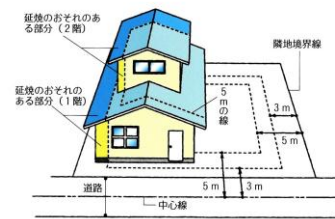
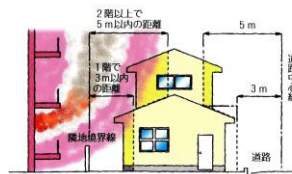
- 店舗で延焼のおそれのある部分は、下記等の防火構造とする。

※準防火地域内に建つ店舗で延べ面積が 500 m² を超える建築物は、下記の仕様は認められません。

※2階の店舗に供する部分の面積が 500 m² 以上の場合、下記の仕様は認められません。
（※印の場合は、耐火・準耐火構造になる。）

延焼のおそれのある部分（法2条6）

隣接する建築物等が火災になった場合に、延焼する可能性の高い部分のことで、隣地境界線又は前面道路中心線から、1階は3m以下、2階以上の場合は5m以下の距離にある部分のことをいいます。

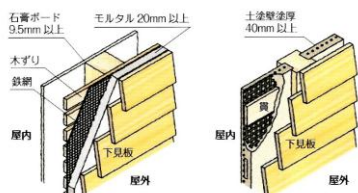


ひろがる木材の外装への利用

平成 12 年 6 月の建築基準法改正以降、防火構造等が必要とされる性能が明確化され、木材の利用が広がっています。

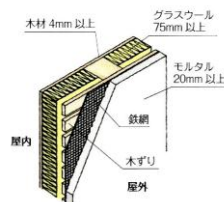
防火構造の外壁の表面に木材を使うことが可能に

準防火地域等では外壁等で延焼のおそれのある部分を防火構造とする必要がありますが、防火構造の性能をもつ壁に木材の板を張った場合、防火構造の遮熱性に木材の板のもつ遮熱性が加わり、壁全体の遮熱性が向上すると考えられるため、防火構造の外壁の表面に、一定の範囲内で通常の木材を使うことができます。



外壁の屋内側に木材を張った場合でも防火構造とすることが可能に（平 12 建告 1359）

外壁の屋内側には、従来は合板を張ったもののみが告示で例示されていましたが、平成 13 年 12 月に改正され、屋内側に木材を張ったものも、防火構造の一般的な仕様として例示されました。



土塗壁以外の外壁でも真壁造の防火構造とすることが可能に（平 12 建告 1359）

平成 13 年 12 月に告示

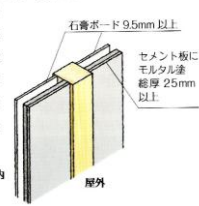
が改正され、右図のような

モルタル塗等をした外壁を

真壁造としたものについて

も、防火構造の一般的な仕

様として例示されました。



伝統的工法による外壁等を防火構造等とすることが可能に（平 12 建告 1358、1359、1362）

平成 16 年 7 月に告示の改正され、伝統的な町家等の隣地側

外壁に見られる「裏返し塗りなしの土塗壁」等が防火構造、準

防火構造の一般的な仕様として例示されました。

土塗壁、塗厚 40mm 以上（裏返し塗りなし）

土塗壁、塗厚 30mm 以上（裏返し塗りなし）

小舞竹、間渡竹、貴、屋外

小舞竹、間渡竹、貴、屋外

下見板 12mm 以上

また同時に、木造の垂木や野地板をあらわしの仕上げとした

「軒裏」が準耐火構造の一般的な仕様として例示されました。

※「(財)日本住宅・木材技術センター」より

④窓

- ・木製建具とする。防火上やむを得ない場合はアルミサッシでもよい。色彩は彩度・明度の低い黒色系とする。 ※色彩については、P.16 の色彩の項目を参照。

《遵守基準》

Aコース沿道・ 店舗集積地区
店舗

＜推奨基準＞

Aコース後背地区
店舗

- ・アルミサッシを用いる場合は色彩を彩度・明度の低い黒色系とする。

《遵守基準》

Aコース沿道・ 店舗集積地区
作業所、倉庫、 共同住宅等

＜推奨基準＞

Aコース後背地区
作業所、倉庫、 共同住宅等



木製建具（黒色系）



アルミサッシ（黒色系）

注）準防火地域内に建つ建築物の開口部（窓や出入口）で延焼のおそれのある部分は、以下等のいずれかの防火設備（防火上有効な窓や出入口）の措置が必要になる。

＜P.11 の延焼のおそれのある部分を参照。＞

- ・防火設備の認定を受けたアルミサッシを使用
- ・木製建具の外側に防火設備の認定を受けた雨戸、又は、シャッターを設置
- ・鉄製で鉄板の厚さが 0.8mm 以上 1.5mm 未満のもの
- ・鉄及び網入ガラスで造られたもの
- ・骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが 1.2cm 以上の木毛セメント板又は厚さが 0.9cm 以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの

⑤ 軒 庇 ひさし

- 原則として軒 ひさし 庇 ひさし の上げ裏は、垂木 たるき・野地板 のじいた は木材の現 あらわ しとし、色彩は外壁と同色とする。
白色の塗り壁の場合は、木の自然色、又は黒色系とする。

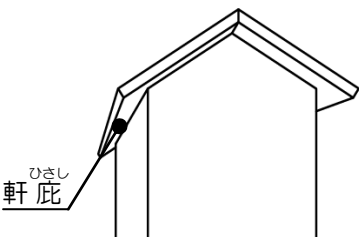
《遵守基準》

Aコース沿道・
店舗集積地区
店舗

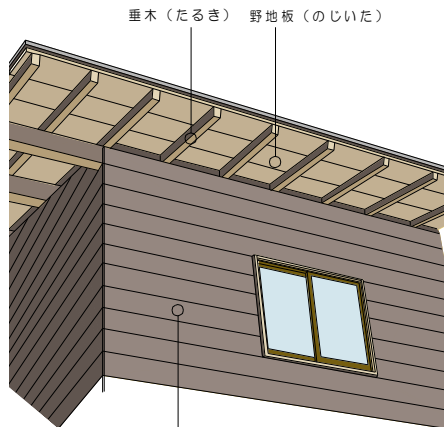
- 軒 ひさし 庇 ひさし を設ける。

<推奨基準>

Aコース後背地区
店舗、作業所、倉庫、
共同住宅等



軒 ひさし 庇 ひさし 位置の説明図



軒 ひさし 庇 ひさし (垂木・野地板) の説明図

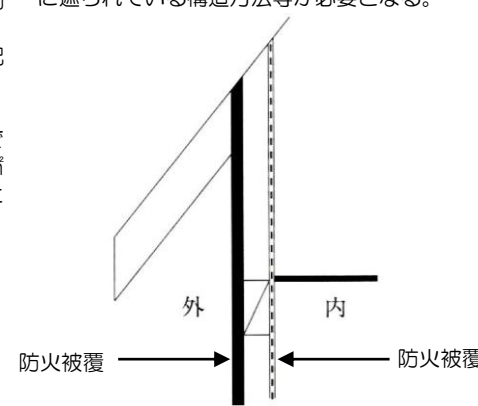


上げ裏の事例

注) 上げ裏に垂木・野地板を現すには以下の場合、防火構造の措置が必要になる。

- 店舗で延焼のおそれのある部分は、右記の防火構造とする。
※準防火地域内に建つ店舗で述べ面積が 500 m²を超える建築物は、右記の仕様は認められません。
※2階の店舗に供する部分の面積が 500 m²以上の場合は、右記の仕様は認められません。
(※印の場合は、耐火・準耐火構造になる。)
- 法22条区域内に建つ木造建築物等である店舗で、階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 m²を超えるものの延焼のおそれのある部分は右記の防火構造とする。
<P.11の延焼のおそれのある部分を参照。>

外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られている構造方法等が必要となる。



防火構造の説明図

※「建築物の防火避難規定の解説 2005」より

⑥屋根材

- いぶし瓦又は陶器瓦とする。陶器瓦の色彩はいぶし瓦色又は彩度・明度の低い土管色とする。

※色彩については、P.16 の色彩の項目を参照。

※瓦屋根を想定した基準としているが、瓦以外の屋根材を用いたい場合は、協議することとする。

《遵守基準》

Aコース沿道・
店舗集積地区
店舗

＜推奨基準＞

Aコース後背地区
店舗



いぶし瓦の事例



陶器瓦（いぶし瓦色）の事例



陶器瓦（土管色）の事例



彩度・明度の高い瓦は使用不可

- 塩ビや金属（銅板を除く）を使用する場合は、外壁又は柱・梁等と同系色とする。

＜遵守基準＞

Aコース沿道・
店舗集積地区
店舗

＜推奨基準＞

Aコース後背地区
店舗、作業所、倉庫、
共同住宅等



塩ビの^{とい}樋の事例（外壁及び柱と同系色）



金属（鋼板・ステンレス・アルミ等）の^{とい}樋の事例（柱と同系色）



銅板の^{とい}樋の事例（素地で可）

⑧色彩

- ・外部全体を黒色系の彩度・明度の低い色彩とする。（白色の塗り壁、木の自然色は除く。）

※太陽光発電パネル等は適用除外とし、サッシ枠やバルコニーの手摺に用いるアクセントカラーについては、協議すること。（以下同様）

＜遵守基準＞

Aコース沿道・ 店舗集積地区
店舗、共同住宅等

＜推奨基準＞

Aコース後背地区
店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等

- ・外部全体を彩度・明度の低い色彩とする。

＜遵守基準＞

Aコース沿道・ 店舗集積地区	Aコース後背地区	Aコース周辺地区	外周幹線道路沿道地区
作業所、倉庫	店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等	店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等	店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等

＜推奨基準＞

Aコース沿道・ 店舗集積地区	Aコース後背地区
戸建自己用住宅	戸建自己用住宅

※色彩の基準はマルセル表色系を用い、マンセル値（色相、彩度、明度）で基準を示す。

マンセル値の数値基準及び色見本

基準	黒色系の彩度・明度の低い色彩		彩度・明度の低い色彩	
	A		B	
屋根	N	: 明度 7 以下	N	: 明度 7 以下
	R	: 彩度 10 以下・明度 4 以下、 彩度 8 以下・明度 6 以下、 彩度 1 以下・明度 7 以下	R	: 彩度 10 以下・明度 4 以下、 彩度 8 以下・明度 6 以下、 彩度 6 以下・明度 7 以下
	YR	: 彩度 8 以下・明度 6 以下、 彩度 1 以下・明度 7 以下	YR	: 彩度 8 以下・明度 6 以下、 彩度 6 以下・明度 7 以下
	Y	: 彩度 4 以下・明度 6 以下、 彩度 2 以下・明度 7 以下	Y	: 彩度 4 以下・明度 7 以下
	GY, G, BG, B, PB, P, RP	: 彩度 2 以下・明度 5 以下	GY, G, BG, B, PB, P, RP	: 彩度 3 以下・明度 7 以下
壁 (軒庇、 樋、 塀等を含む)	N	: 制限なし	N	: 制限なし
	R	: 彩度 10 以下・明度 4 以下、 彩度 8 以下・明度 6 以下、 彩度 1 以下・明度制限なし	R	: 彩度 10 以下・明度 4 以下、 彩度 8 以下・明度 6 以下、 彩度 6 以下・明度 7 以下、 彩度 1 以下・明度制限なし
	YR	: 彩度 8 以下・明度 6 以下、 彩度 1 以下・明度制限なし	YR	: 彩度 8 以下・明度 6 以下、 彩度 6 以下・明度 7 以下、 彩度 1 以下・明度制限なし
	Y	: 彩度 4 以下・明度 6 以下、 彩度 2 以下・明度制限なし	Y	: 彩度 4 以下・明度 8 以下、 彩度 2 以下・明度制限なし
	GY, G, BG, B, PB, P, RP	: 彩度 2 以下・明度 5 以下	GY, G, BG, B, PB, P, RP	: 彩度 3 以下・明度 7 以下
サッシ	N	: 明度 6 以下		
	R	: 彩度 10 以下・明度 4 以下、 彩度 8 以下・明度 6 以下		
	YR	: 彩度 8 以下・明度 6 以下		
	Y	: 彩度 4 以下・明度 6 以下、		
	GY, G, BG, B, PB, P, RP	: 彩度 4 以下・明度 3 以下、 彩度 2 以下・明度 5 以下		

※ここでは各色相の中心である“5”で基準の範囲を示している。

<屋根>

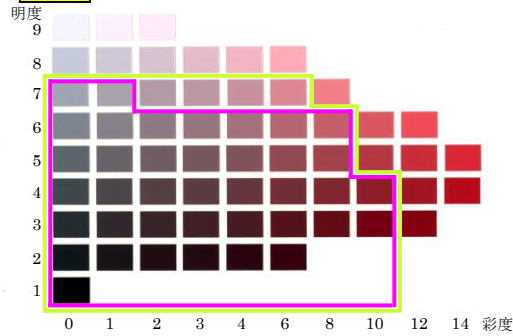


基準A、

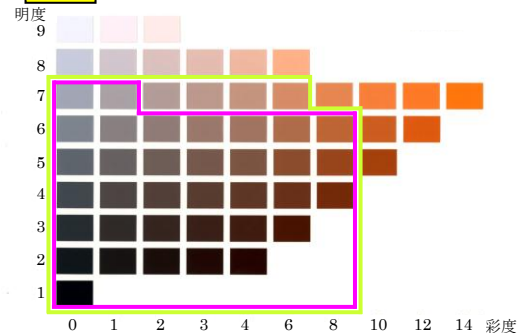


基準B

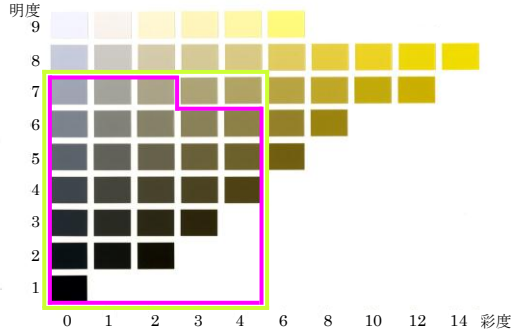
5R



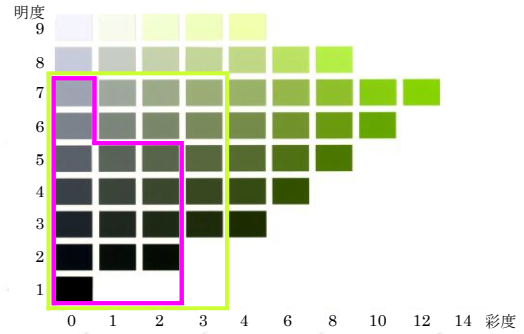
5YR



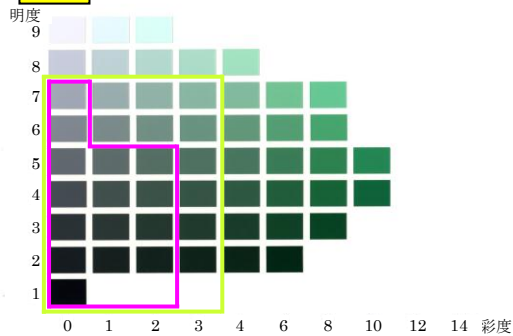
5Y



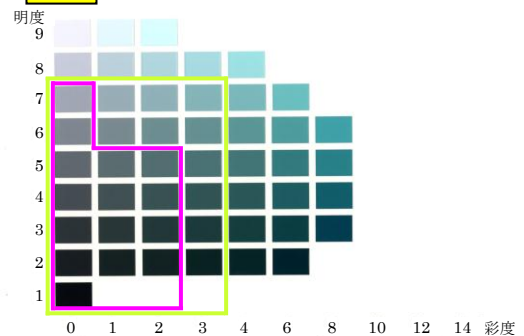
5GY



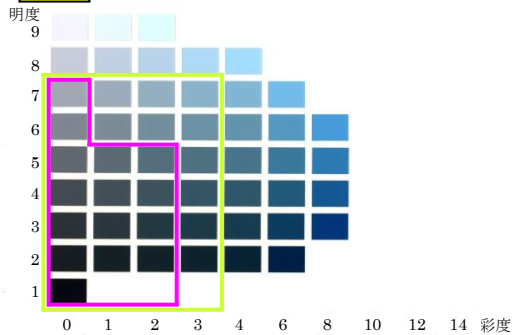
5G



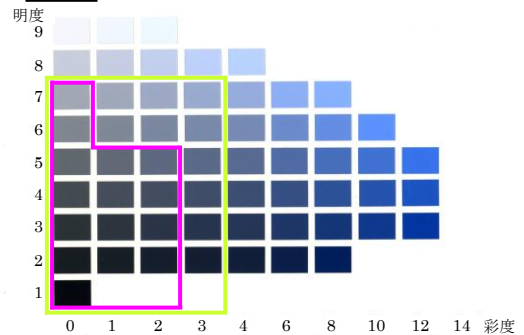
5BG



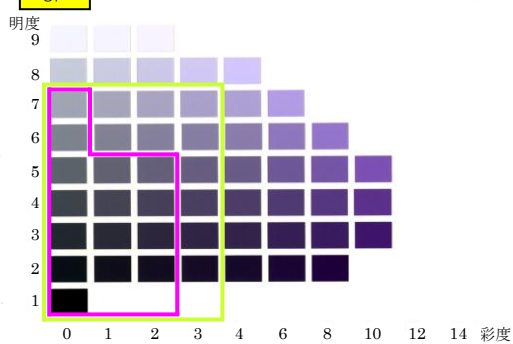
5B



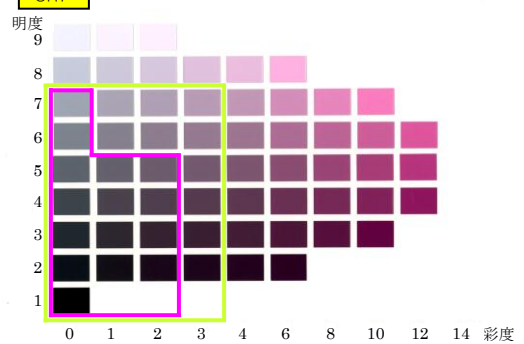
5PB



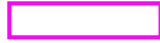
5P



5RP



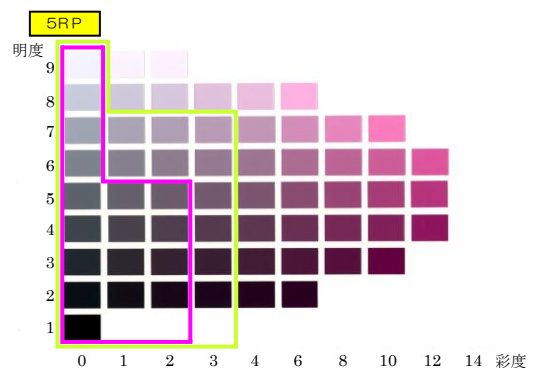
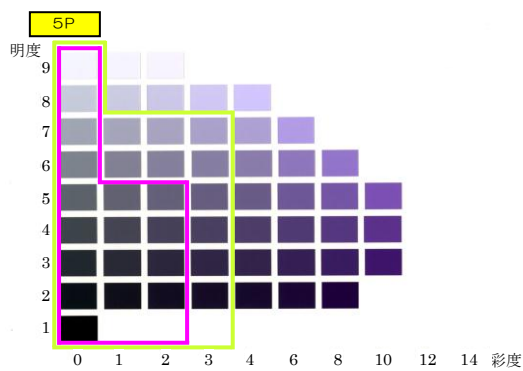
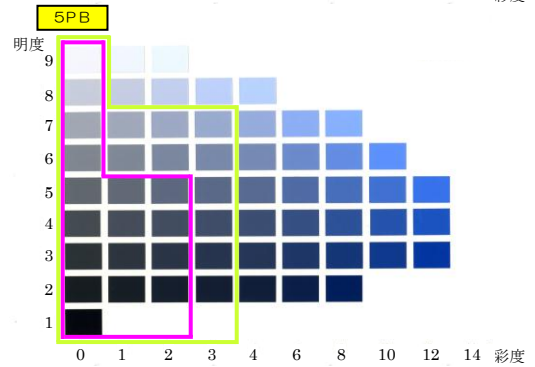
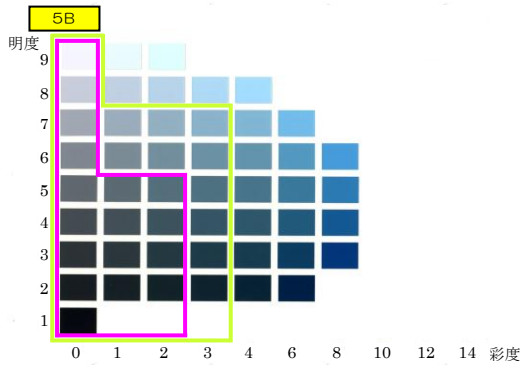
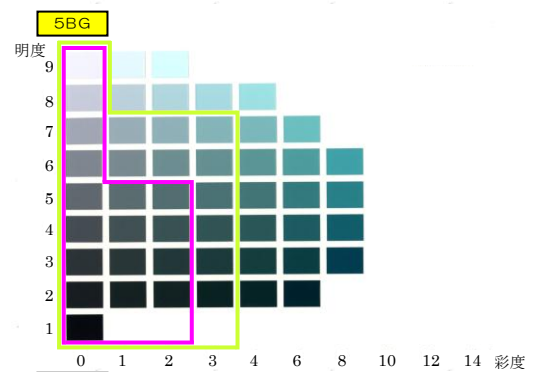
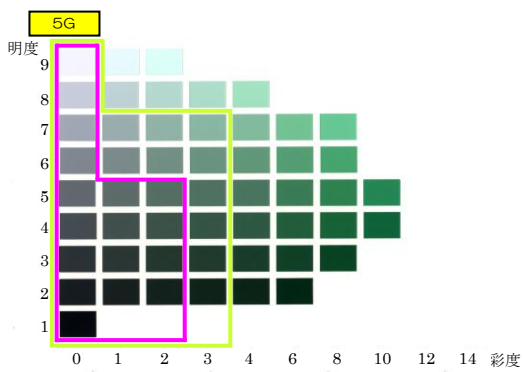
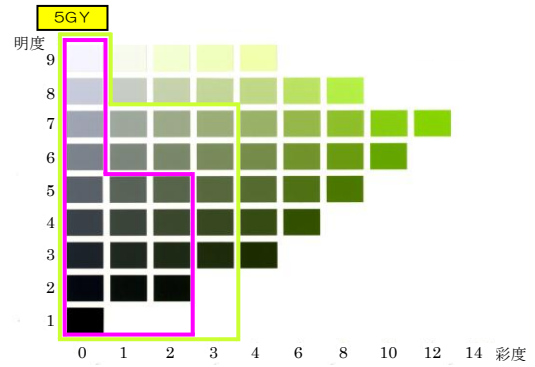
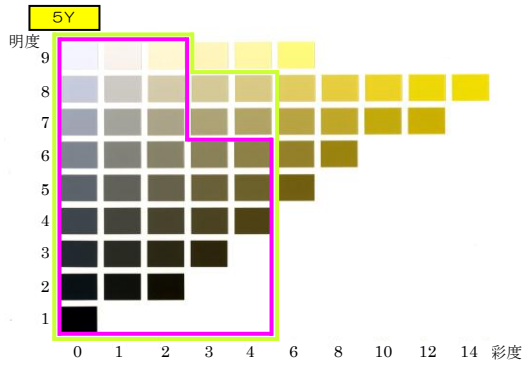
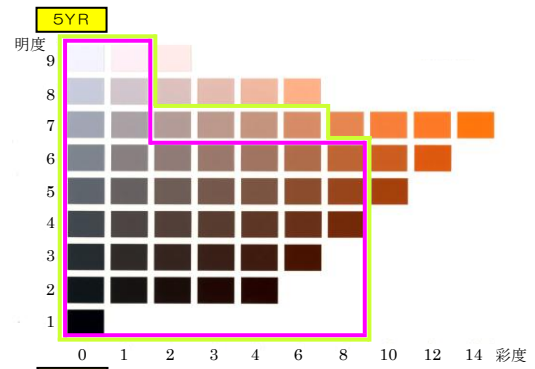
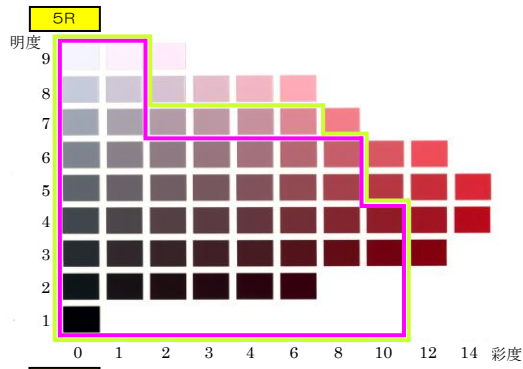
<壁>



基準A、

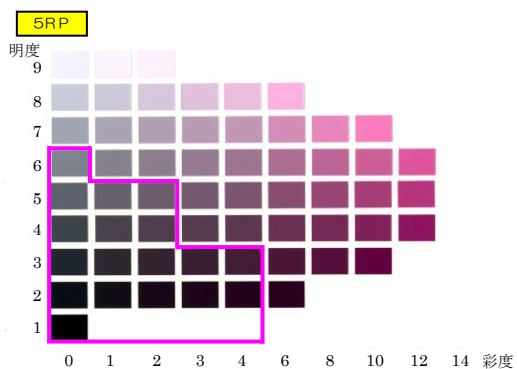
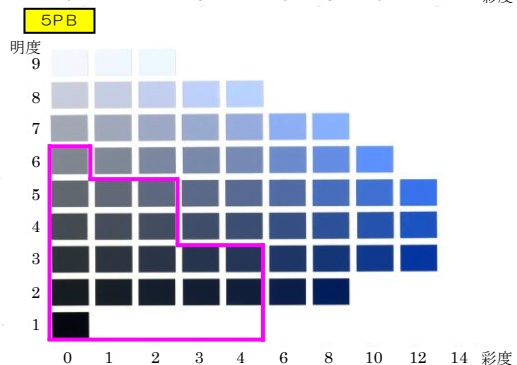
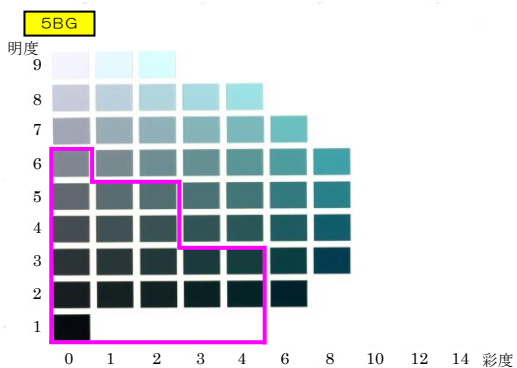
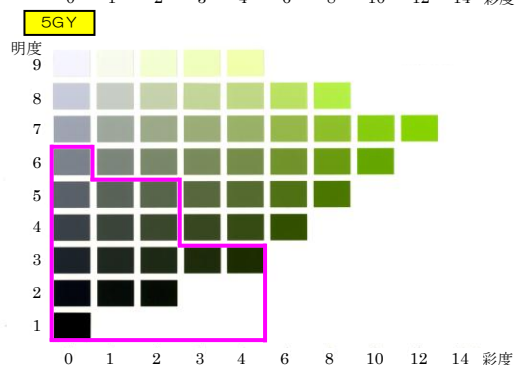
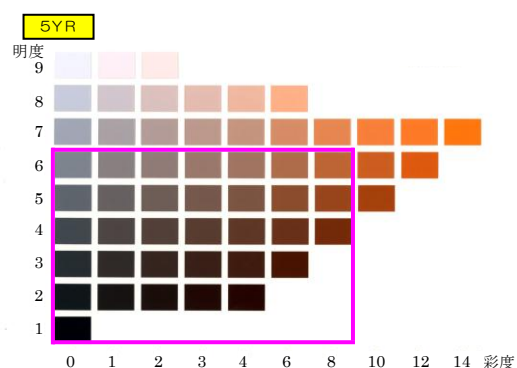
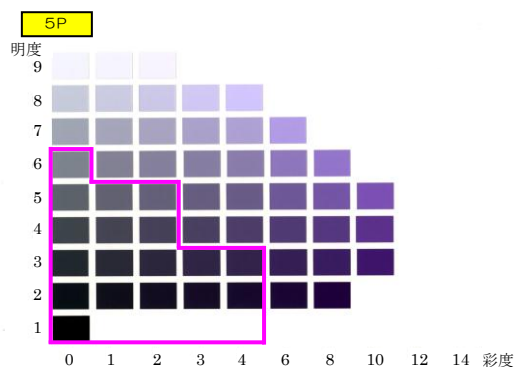
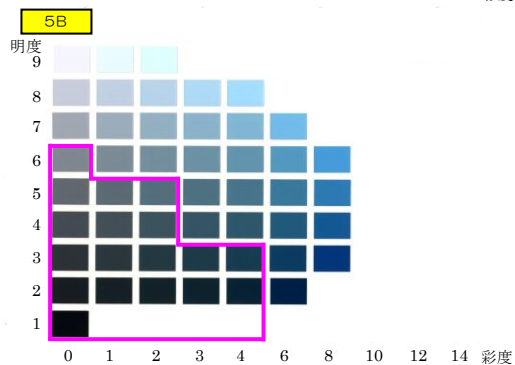
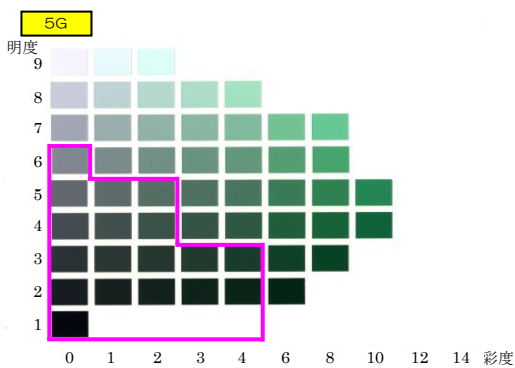
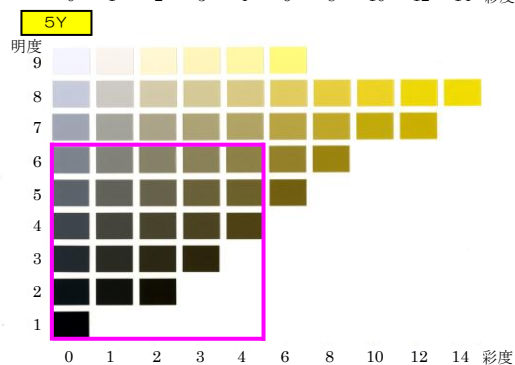
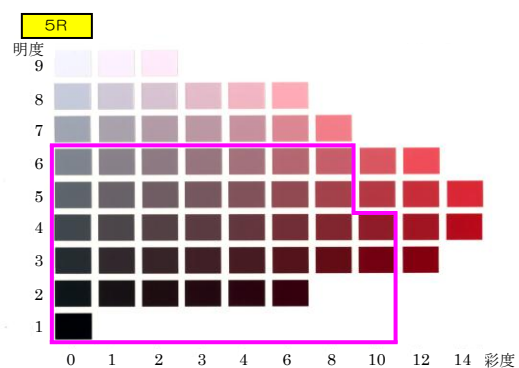


基準B



<サッシ>

基準A



⑨付帯設備

- ・屋外に設置するエアコン室外機、給湯器、ガスボンベなどは見えにくい位置に設置するか、格子などで囲い修景する。

《遵守基準》

Aコース沿道・ 店舗集積地区
店舗

＜推奨基準＞

Aコース後背地区
店舗



メーター関係を木格子で囲った事例



エアコン室外機を木格子で囲った事例



エアコン室外機を木格子で囲った事例



プロパンガスボンベを木板で囲った事例

⑩垣・柵さく

- ・Aコース沿道に設ける場合は、板塀又は生垣とし、板塀の色彩は建築物の外壁又は柱・梁はりと同系色とする。

※焼き物を表面装飾に使用した塀は設けることができる（安全に配慮が必要）。（以下同様）

《遵守基準》

Aコース沿道・ 店舗集積地区
店舗

- ・設ける場合は板塀又は生垣とし、板塀の色彩は建築物の外壁又は柱・梁はりと同系色とする。

＜推奨基準＞

Aコース沿道・ 店舗集積地区	Aコース後背地区	Aコース後背地区
戸建自己用住宅	店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等	戸建自己用住宅



板塀の街並み事例



板塀の事例



生垣の街並み事例



生垣の事例



焼き物の塀の街並み事例



焼き物の塀の事例

⑪緑化

・樹木はできる限り保全し、駐車場や空地には植栽を施す。

《遵守基準》

Aコース沿道・ 店舗集積地区
店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等

<推奨基準>

Aコース沿道・ 店舗集積地区
戸建自己用住宅

Aコース後背地区
店舗、作業所、倉庫、 共同住宅等

Aコース後背地区
戸建自己用住宅



既存の樹木を保全した事例



道路沿いや庭の緑化事例



駐車場の緑化事例



駐車場の緑化事例

【工作物等】

⑫擁壁

- ・原則としてコンクリート造又は自然石積み（これに類似したものを含む）とする。Aコース沿道では、コンクリート造の場合、自然石風又は焼き物で表面を仕上げ、傾きを75度以下とする。

《遵守基準》

Aコース沿道・
店舗集積地区

- ・原則としてコンクリート造又は自然石積み（これに類似したものを含む）とする。

《遵守基準》

Aコース後背地区

Aコース周辺地区

外周幹線道路沿道地区

- ・原則としてコンクリート造又は自然石積み（これに類似したものを含む）とする。コンクリート造の場合、自然石風又は焼き物で表面を仕上げ、傾きを75度以下とする。

＜推奨基準＞

Aコース後背地区



焼き物を用いた擁壁の事例



間知石積みの擁壁の事例



間知ブロック積みの擁壁の事例

⑬鉄柱等

・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱等は光沢のあるものを避け、色彩は彩度の低いものとする。

＜遵守基準＞

Aコース沿道・ 店舗集積地区	Aコース後背地区	Aコース周辺地区	外周幹線道路沿道地区
-------------------	----------	----------	------------

設置できる色彩の柱等の事例



美観電柱の事例

設置できない光沢及び色彩の柱等の事例



光沢のある電波塔の事例



彩度が高い色彩の柱の事例

⑭看板類

- やきもの散歩道のPR等の公益に資する看板を除き愛知県屋外広告物条例第6条に該当する自家用広告等のみとし、周辺の景観との調和に配慮する。また、屋上広告、突き出し広告は設置しない。

ネオンサイン、ネオン管の露出しているネオンサイン等の電飾設備は使用しない。

※看板類(屋外広告物)は届出対象行為に該当しないが、上記基準に適合するよう努めることとする。(以下同様)

<推奨基準>

Aコース沿道・

店舗集積地区

Aコース後背地区

- 屋上広告は設置しない。

<推奨基準>

Aコース周辺地区

外周幹線道路沿道地区

基準に適合する看板類の事例



基準に適合しない看板類の事例



屋上広告



突き出し広告



ネオンサインやネオン管

⑮ 自販機

- ・周辺の景観に調和する落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。

※自販機は届出対象行為に該当しないが、上記基準に適合するよう努めることとする。

<推奨基準>

Aコース沿道・

店舗集積地区

Aコース後背地区



落ち着いた色彩の事例



建物の壁の中に設置した事例

平成 22 年 4 月

発行 常滑市

事務局：建設部都市計画課

〒479-8610 愛知県常滑市新開町 4-1

TEL : 0569-35-5111

FAX : 0569-35-5642

E-mail : toshikei@city.tokoname.lg.jp

URL : <http://www.city.tokoname.aichi.jp/>